幌延町かわまちづくり検討会設置要綱

（目的）

第１条　地域のさまざまな主体と協働して、河川空間と街とが一体となった魅力ある水辺空間を創出し、新たな人の流れと賑わいを創出する「幌延町かわまちづくり計画」の策定に向けた検討を目的とし、「幌延町かわまちづくり検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会の所掌事務は次のとおりとする。

⑴　かわまちづくり計画に関すること。

⑵　かわまちづくり計画に基づく事業に関すること。

⑶　目的を達成するための、関係機関等との連携や協力

（組織）

第３条　検討会は、町長が委嘱する委員８名以内をもって組織する。

（会長及び副会長）

第４条　検討会に会長、副会長を各１名置く。

２　会長は、委員の互選により選出し、検討会を代表する。

３　副会長は、会長が指名し、会長を補佐するとともに会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱の日から「幌延町かわまちづくり計画」の策定及び国土交通省のかわまちづくり支援制度登録までとする。

（会議）

第６条　検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、当該検討にかかる最初に行われる検討会は、町長が招集する。

２　検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

４　会長が必要あると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　検討会の庶務は、幌延町総務企画課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この訓令は、令和６年１２月１０日から施行する。